

別紙 異議申立ての理由

< 請求文書の件名又は内容 >

河 第 1 4 2 号の 6 (平成 2 0 年 8 月 6 日)

徳山ダムに係る導水路検討会について(とくに第 7 回より前)岐阜県担当者が「長良川を渇水対策せずに放っておいていいのか」という問題意識を提示したことを疎明する文書(メモ)を含む

河 第 1 4 2 号の 7 (平成 2 0 年 8 月 6 日)

- ・ 徳山ダムに係る導水路検討会(以下「検討会」という。)において国・三県一市からだされた資料一切(特に「配付資料」としてHPに載せられたもの以外)
- ・ 発言メモ等一切

< 経緯が全く分からない - なぜ徳山ダムの水を長良川に? >

昨年 8 月 2 2 日に公表された「木曽川水系連絡導水路 - 上流分割案」(= 長良川に徳山ダムの水を流す) は、私のように継続的にこの問題に注目し、何度も中部地方整備局に質問しに足を運んできた者にとってさえ「寝耳に水」でした。

この「案」の公表後の昨年 1 1 月に、愛知県、名古屋市の担当者に聴きに行くと「前からずっと要望していたこと」とのこと。しかし、中部地整がホームページなどで公表している「徳山ダムに係る導水路検討会」議事要旨及び資料からは、そうした議論がなされてきたことを窺い知ることはできません。

岐阜県担当者は、私及び「長良川市民学習会」のメンバーに、およそ以下のようなことを述べています(主として 7 月 2 8 日に堂蘭河川課長が。その他、河川課担当者が述べたことも含む)。

- 1) (「検討会(第 6 回)」までの「上流単独案」に比べて) 総事業費が縮減され、岐阜県にとっても負担減になるので合意した
- 2) 「水系総合運用」の検討・実施が合意事項となっている。水系総合運用の実施により、(名古屋市や愛知県は) 徳山ダムの水を先行的に使い、木曽川上流ダム群が温存されることになるだろう、と期待している
- 3) 事業の目的(特に治水分) が異常渇水時の河川環境改善ということなので、「長良川を渇水対策せずに放っておいていいのか」と岐阜県担当者も述べた

1) について: 総事業費が若干減じたとしても、アロケーションの割合が変化すれば、必ずしも「岐阜県が負担減」になるとは限らない。1) のような「説明」をするからには、「検討会(第 6 回)」までにはどのような費用負担の議論がされていたのかが、明らかにされねばなりません。

2) について: 「検討会(第 7 回)」資料中の「水系総合運用: 導水路能力の制約のある徳山ダム及び長良川河口堰から先行的に補給する」は、その後さまざまな場面で使用されていますが、岐阜県の説明と名古屋市上下水道局や愛知県土地水資源課及び愛知県企業庁の

説明は全く異なります。

名古屋市上下水道局や愛知県土地水資源課及び愛知県企業庁は、下流施設を「長良川河口堰の取水を木曽川大堰近くでやりたいという要望の実現に向けたもの」と説明し、「水系総合運用」の説明資料の中の「長良川河口堰から先行的に補給する」ための施設として「下流施設」との連携に道を開いたと言います（注）。

注： 07.1.23 付 愛知県企業庁及び名古屋市上下水道局連名の要望（「この日付の日に、国交省中部地整河川部に、愛知県企業庁及び名古屋市上下水道局の方が揃って持参されたものです。」 = 08.06.17 中部地整河川部 安田専門官）

木曽川水系連絡導水路については、治水と利水の目的を持った施設であり、徳山ダム、長良川河口堰と一元的な建設と施設管理がなされることが望ましい

愛知県地域振興部土地水資源課長及び名古屋市上下水道局計画部長 の発言
「以前から長良川河口堰の取水をできるだけ上流、つまり木曽川大堰近くでやらせて欲しいと国交省に要請し続けてきた。それが一步前進したのと考えている」（ = 07.11.08 「徳山ダムをやめさせる会」メンバーに対して）
その後、愛知県、名古屋市ともに、この説明内容は変えていない。

非公開の行政間の協議において「合意された」とされることの解釈がかくも異なれば、一般市民は何をどう考えて良いか分かりません。「検討会」に関するさまざまな経緯をきちんと明らかにする責務が岐阜県にはあります。

導水路問題は岐阜県にとって重大事であり、岐阜県という行政組織である以上、公表された「議事要旨」以外に何も「ない」状態で、岐阜県内で報告や議論ができるはずはありません（責任者である古田知事は、こんなにも中味のないもので何十億円もの負担を了承してしまう”バカ殿”なのではないでしょうか？）、「不存在」などというはずはありません。

以上、主として 河 第142号の7について

3) について：08.05.19 木曽川上流河川事務所内において、中部地整河川部の楢田調整官は「(公・民を問わず)地元からの(長良川に徳山ダムの水を流して欲しいという)要望はありません」と発言しています。 ”「長良川を湧水対策せずに放っておいていいのか」と岐阜県担当者も述べた” という事は、中部地整河川部の認識を異なるように思えます。中部地整のHPに公表されている「議事要旨」は前述のように、それぞれの行政機関がそれぞれの都合で解釈して説明しています、こうした玉虫色の意味不明の「議事要旨」は、私が情報公開請求したものとは全く異なります。発言内容の前後経緯が明らかになるもの開示を求めています。

以上、主として 河 第142号の6について

< 「公文書」を狭く解釈する情報隠し? - 今こそ県民の信頼を得る努力を >

岐阜県情報公開条例の第2条2項は

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

としています。上述したように、公表されている「議事要旨」「説明資料」「参考資料」では、まともな意思決定ができるはずはありません（普通に言って「あれでは肝心なことは何も分からない」）。「検討会」構成メンバーとしての岐阜県は、国交省中部地整が作成した「説明資料」「参考資料」のバックデータも入手して当然です。

何らかの形で保有しているものを、例えば「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」ものではない、とか、「組織的に用いるもの」ではない、とかの屁理屈をもって、「不存在」（＝ ）あるいは「他にない」（＝ ）としているものと推察します。

こうした類の岐阜県情報公開条例の解釈運用は、そもそもの条例の目的に違背します。

岐阜県情報公開条第1条（目的）と3条（解釈及び運用の基本）を摘示します。

第1条 この条例は、県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする。

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。（後略）

私は、岐阜県が「県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現すること」において他県の範となることを願っています。（一県民として、それなりに努力をしてきたつもりです）

岐阜県（庁）は、ウラガネ隠し問題で大きく県民の信頼を損ねました。そして今、非常に苦しい財政状況の中で「やりくり」をしなければなりません。県民には厳しくつらい「協力」を求めなければならないことが多々あります。

こういうときこそ、情報をできるだけ広く公開し、透明性・公開性を高め、説明責任を果たし、もって県民の信頼を得る努力をしていかねばなりません。

「その場逃れ」の情報隠しがいかに大きな傷を残すことか・・・死者まで出したウラガネ隠し問題の教訓を忘れてはなりません。

これまでも岐阜県、特に河川課では、何故か「捜せば出てくる公文書」が多々ありました。今回も「隠すこと」に血道を上げるのではなく、徹底的に「捜して」、必要なものを公開して下さい。

以上